

## 福島県首都機能移転促進県民会議規約

### (名 称)

第1条 本会は、福島県首都機能移転促進県民会議（以下、「県民会議」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 県民会議は、「栃木・福島地域」が首都機能の移転先として最もふさわしい地域であるという認識のもと、県民の総意を結集し、同地域への首都機能の移転促進を図ることを目的とする。

### (事 業)

第3条 県民会議は、次の事業を行う。

- (1) 首都機能の移転促進のための広報・広聴活動
- (2) 首都機能の移転促進のための関係機関への要望・要請活動
- (3) その他県民会議の目的達成に必要な事業

### (構 成)

第4条 県民会議は、その趣旨に賛同する別表の団体等をもって構成する。

### (役 員)

第5条 県民会議に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監 事 若干名

### (役員任期)

第6条 役員は、総会において選任し、その任期は2年とする。ただし再任は妨げない。  
2 役員に欠員が生じたとき、その後任者として就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、県民会議を代表する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。  
3 監事は、県民会議の会計について監査を行う。

### (顧問・参与)

第8条 県民会議には、顧問、参与を置くことができる。  
2 顧問、参与は、首都機能移転促進のための指導及び助言等を行う。

### (総 会)

第9条 総会は、会長が招集し、会長がその議長となる。  
2 総会は、次の事項を承認し、又は議決する。

- (1) 事業報告及び収支決算
- (2) 事業計画及び収支予算
- (3) 規約の改正
- (4) 役員を選任

(5) その他会長が必要と認めた事項

(幹事会)

第10条 県民会議に会長が委嘱する幹事を若干名置き、幹事会を構成する。

2 幹事会には、幹事の互選により選出された幹事長を置く。

3 幹事会は、会長の指示を受け、幹事長が招集する。

4 幹事会は、次の事項について協議する。

(1) 事業の執行に関すること

(2) 総会に付議すべき事項

(3) その他会務の運営等に関する事項

(経費)

第11条 県民会議の運営に係る経費は、構成団体等の負担金及びその他の収入をもってこれに充てる。

(事業年度)

第12条 県民会議の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第13条 県民会議の事務局を福島県企画調整部企画調整課に置く。

2 事務局に、事務局長及び事務局次長並びに書記若干名を置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、県民会議の運営に必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

1 この規約は、平成12年2月4日から施行する。

2 本則第6条の規定にかかわらず、初年度に選任された役員の任期は平成14年度の総会までとする。

3 本則第12条の規定にかかわらず、初年度の事業年度は規約施行の日から平成12年3月31日までとする。

4 この規約は、平成14年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成15年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成20年4月1日から施行する。